

6. 快適な街路空間の整備

施策の目的

都市環境の向上や歴史的街並みの保存等を推進するため、地区レベルの街路の再整備、歩行者・自転車空間の整備、無電柱化、沿道のまちづくりと一体となった街路整備等、快適な街路空間の整備を推進します。

6.(1) 身近なまちづくり等の支援

施策の概要

- 1) 身近なまちづくり支援街路事業を活用し、幹線街路の整備や地区レベルの街路の再整備を面的に推進
- 2) 歴史・文化資産を保全・活用したまちづくりを推進するため、都市交通システム整備事業により、安全・快適な歩行者等の移動空間の確保に資する交通体系の構築を支援

○身近なまちづくり支援街路事業

i) 概要

- ・地区単位で面的に一括事業採択し、一体的に各種施設を整備
- ・まちづくり交付金と連携し、質の高い地区施設の総合的な整備を推進

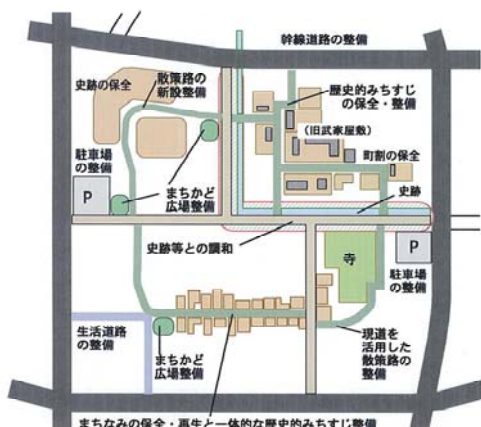
ii) 対象地区の類型

歴史的環境整備地区、居住環境整備地区、商店街活性化支援地区、都心交通環境整備地区など

iii) 整備計画の策定

歴史的環境整備地区については、街路交通調査により策定費を支援（国指定の重要文化財等を含む区域に限定）

【歴史的環境整備地区（歴みち）のイメージ】



今井地区（奈良県橿原市）



”歴みち”の取組：84地区
事業中：30地区
完了：24地区
（平成20年6月現在）
（実施予定箇所）
姫路城周辺地区（兵庫県姫路市）等

- ・現道幅のまま自然色舗装と御影石の側溝で地区内街路を整備することで、商人の町として栄えた往時の地道のイメージを復元。
- ・沿道の建物と一体となった歴史的景観が形成され、史跡巡りや祭り等で地域に親しまれる地区となっている。

6.(2) 街なか街路空間の再整備

施策の概要

車中心から人・自転車中心へと街なか街路空間の再整備を推進

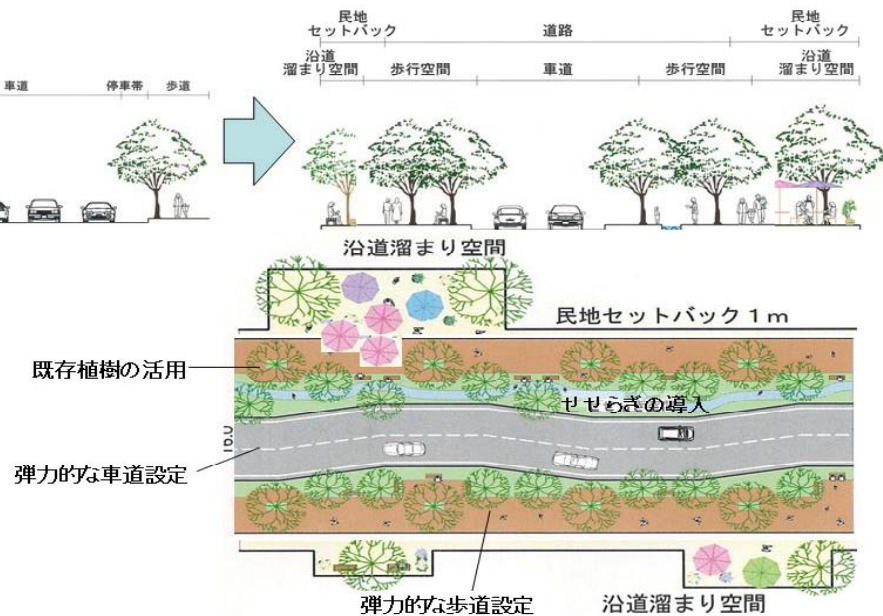
- ・ 停車帯等の廃止や車線数の減少などの横断面構成の変更により、広い歩道・自転車道や植樹帯を確保
- ・ 代替の街路を整備することで通過交通を処理
- ・ 地域の取組に併せ歩道空間を柔軟に活用

【街路空間の再整備のイメージ①（車線数の減少による歩行空間の確保）】

【再構築前】

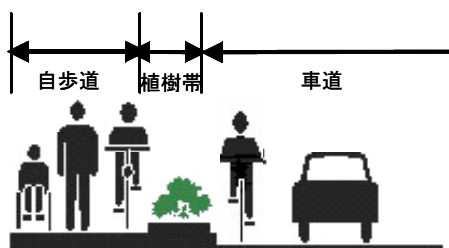


【再構築後】

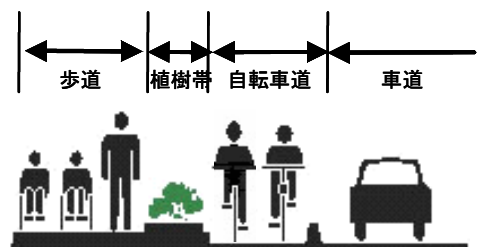


【街路空間の再整備のイメージ②（自転車走行空間の整備）】

【再整備前】



【再整備後】



路肩等を活用して
自転車道を整備



6.(3) 無電柱化の推進

施策の概要

- 1) 「無電柱化推進計画」(平成16年度～平成20年度)に基づき推進しているところであるが、関係省庁及び事業者と連携しながら、次期計画を策定し、電線共同溝整備事業等により、無電柱化を推進
- 2) 新設バイパス箇所等における同時施行を推進するとともに、バリアフリー化や景観関連事業等と連携した効率的な整備を推進

○無電柱化推進に向けた計画の策定

関係省庁及び事業者と連携しながら、無電柱化推進に向けた課題とその解決策を踏まえ、次期計画を策定し、無電柱化を推進

次期計画では、

- (i) 市街地の幹線道路
- (ii) 県庁所在地間を結ぶ緊急輸送道路
- (iii) バリアフリー化すべき道路や通学路
- (iv) 歴史的街並みの保全等が特に必要な地区
- (v) 伝統的祭り等の地域文化の復興や振興に資する箇所

において、重点的に無電柱化を推進

また、市街地の新設道路については、先行的な電線共同溝の整備(先行整備)を推進するとともに、軒下配線等、手法の工夫を図りながら効率的に無電柱化を推進



【台風により電柱が倒壊した事例】



【通行の支障となっている電柱】



【祭りの支障となっている電線】

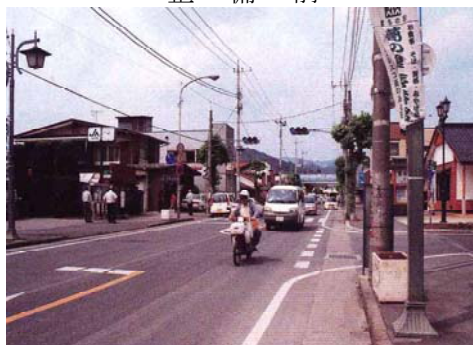
○電線共同溝整備事業

＜実施予定箇所＞

長浜臨港線(福岡市)等

【電線共同溝の整備事例：栃木県佐野市】

整備前



整備後



6.(4) 沿道市街地との一体的整備

施策の概要

沿道の地権者の現地残留希望に対応し、沿道市街地の機能の保全及び活性化等を図るとともに、幹線道路の円滑な整備を推進するため、幹線道路の整備に当たり、沿道区画整理型街路事業、沿道整備街路事業等を活用し、沿道の市街地との一体的な整備を推進

○沿道整備街路事業

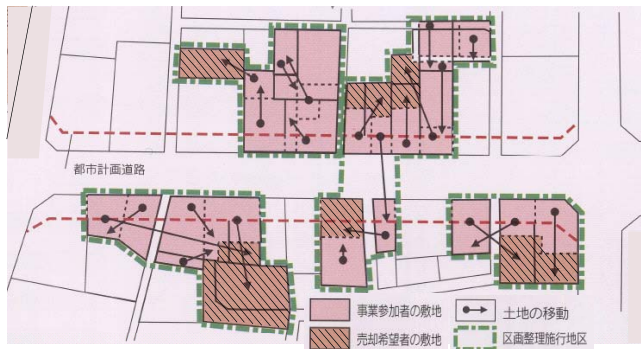
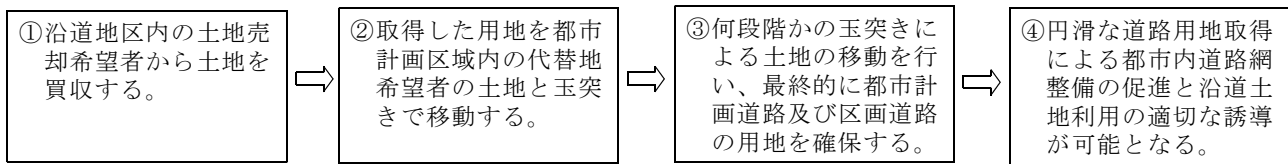
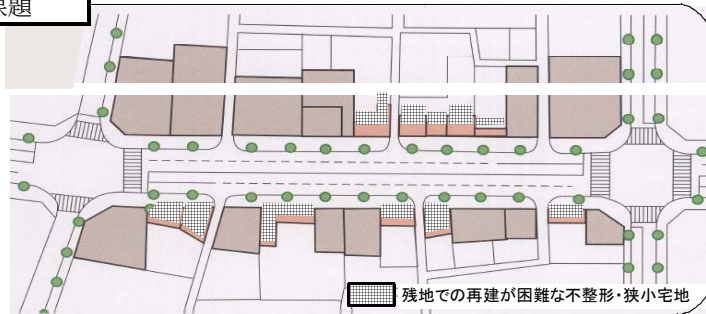
<実施予定箇所>

しもまたふたせがわせん
下俣二瀬川線（静岡県）等

【沿道整備街路事業のイメージ】

直買方式による道路整備の課題

直買方式で行った場合、道路整備後の沿道に右図のような土地が残地として残り、幹線道路沿道に相応しい土地の有効高度利用が阻まれる。



(玉突きによる土地の移動)



(沿道の市街地との一体的整備)

6.(5) 沿道等の道路区域外空間の活用

施策の概要

道路交通環境改善促進事業により、街路事業等による整備と併せ、道路空間と一体となって機能する沿道等の道路区域外空間を活用して、歩行者通路や交通広場等の整備を推進

○道路交通環境改善促進事業

<実施予定箇所>

東中野駅地区（東京都中野区）等